

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び
石川県漁業調整規則第14条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和4年2月22日

漁業の種類	制限措置							調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格				
小型機船底びき網漁業	小型機船底びき網漁業（手線第3種漁業貝けた網）	18	5ト未満	定めなし	七尾市能登島向田町金ヶ崎（北緯37度8.635分、東経137度0.807分）と鳳珠郡穴水町曾良火打崎（北緯37度11.263分、東経137度1.540分）を結んだ直線、七尾市能登島二穴町白崎（通称：北緯37度6.715分、東経137度0.858分）と七尾市三室町福浦鼻（北緯37度6.060分、東経137度1.285分）を結んだ直線及び最大高潮時海岸線で囲まれた海域。ただし、共第25号共同漁業権漁場区域及びび定置網・養殖漁場を除く。	4月1日から6月15日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。※ (2) 七尾市に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	1年未満	—	七尾 ななか
固定式刺し網漁業	固定式刺し網漁業（雑魚類）	73 (15)	10ト未満	定めなし	白山市と金沢市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度34.068分東経136度33.415分）315.0度の線以南の石川県沖合海域（共同漁業権漁場区域は除く）。ただし、水深75メートル（総トン数1トン未満漁船にあっては水深50メートル）以浅の海域に限る。	2月1日から12月20日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2) 加賀市から白山市までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年	29	加賀 小松 美川 松任
		27 (9)	〃	〃	白山市鹿島町と同市石立町との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度30.055分）315.0度の線とかほく市木津と同市高松との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度45.140分東経136度42.130分。）315.0度の線との両線間における石川県沖合海域（共同漁業権漁場区域は除く）。ただし、水深75メートル（総トン数1トン未満漁船にあっては水深50メートル）以浅の海域に限る。	〃	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2) 金沢市からかほく市木津までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃	19	金沢 金沢港 内灘 南浦
		69 (12)	〃	〃	かほく市木津と同市高松との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度45.140分東経136度42.130分）315.0度の線と羽咋郡志賀町赤住と同郡志賀町福浦港との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度03.867分東経136度43.300分）270.0度の線との両線間における石川県沖合海域（共同漁業権漁場区域は除く）。ただし、水深75メートル（総トン数1トン未満漁船にあっては水深50メートル）以浅の海域に限る。	〃	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2) かほく市高松から羽咋郡志賀町赤住までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃	26	押水 羽咋 柴垣 高浜 志賀
		54 (20)	〃	〃	羽咋郡志賀町赤住と同郡志賀町福浦港との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度03.867分東経136度43.300分）270.0度の線と輪島市門前町樽見と同市上大沢との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度22.225分東経136度46.638分）315.0度の線との両線間における石川県沖合海域（共同漁業権漁場区域は除く）。ただし、水深75メートル（総トン数1トン未満漁船にあっては水深50メートル）以浅の海域に限る。	2月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2) 羽咋郡志賀町福浦港から輪島市門前町樽見までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃	13	福浦港 富来湾 西海 門前

漁業の種類	制限措置						調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所(旧漁協又は地区)、都道府県	
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期					漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	固定式刺し網漁業(雑魚類)	35 (14)	"	"	輪島市門前町樽見と同市上大沢との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度22.225分東経136度46.638分)315.0度の線と輪島市と珠洲市との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度27.957分東経137度05.155分)0.0度の線との両線間における石川県沖合海域(共同漁業権漁場区域は除く)。ただし、水深160メートル(総トン数1トン未満漁船にあっては水深50メートル)以浅の海域に限る。	"	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)輪島市上大沢町から町野町菅々木までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	21	輪島
		111 (31)	"	"	輪島市と珠洲市との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度27.957分東経137度05.155分)0.0度の線と鳳珠郡能登町字新保と同町字越坂との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度18.412分東経137度14.748分)90.0度の線との両線間における石川県沖合海域(共同漁業権漁場区域は除く)。ただし、水深250メートル(総トン数1トン未満漁船にあっては水深50メートル)以浅の海域に限る。	5月1日から10月31日まで及び12月11日から翌年4月30日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)珠洲市から鳳珠郡能登町字新保までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	96	すず内浦
		71 (35)	"	"	鳳珠郡能登町字新保と同町字越坂との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度18.412分東経137度14.748分)90.0度の線と鳳珠郡能登町と同郡穴水町との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度14.888分東経137度04.998分)135.0度の線との両線間における石川県沖合海域(共同漁業権漁場区域は除く)。ただし、能登町字越坂から小木までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者は水深250メートル以浅及び能登町字姫から鶺川までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者は水深110メートル以浅並びに総トン数1トン未満漁船にあっては水深50メートル以浅の海域に限る。	"	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)鳳珠郡能登町字越坂から鶺川までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	17	小木能都
		68 (5)	"	"	鳳珠郡能登町と同郡穴水町との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度14.888分東経137度04.998分)135.0度の線以南の石川県沖合海域(共同漁業権漁場区域は除く)。ただし、水深250メートル(総トン数1トン未満漁船にあっては水深50メートル)以浅の海域に限る。	2月11日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)鳳珠郡穴水町から七尾市までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	8	穴水七尾ななか佐々波
	固定式刺し網漁業(たち魚)	16 (13)	10t未満	定めなし	白山市徳光町旧徳光浄水場(北緯36度32.087分東経136度32.033分)337.5度の線と加賀市大聖寺川河口中央(北緯36度17.715分東経136度14.643分)315.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域は除く。	3月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)加賀市から白山市までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年	9	加賀小松美川

漁業の種類	制限措置						調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所(旧漁協又は地区)、都道府県	
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期					漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	固定式刺し網漁業(たち魚)	11 (9)	"	"	かほく市木津と同市高松との最大高潮時海岸線における境界点(北緯36度45.140分東経136度42.130分)315.0度の線と白山市松本町と白山市石立町との最大高潮時海岸線における境界点(北緯36度30.863分東経136度30.358分)292.5度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域は除く。	"	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)かほく市木津までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	20	金沢内灘南浦
		7 (5)	"	"	羽咋郡志賀町赤住と同郡志賀町福浦港との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度03.867分東経136度43.300分)270.0度(真方位。以下同じ。)の線とかほく市木津と同市高松との最大高潮時海岸線における境界点(北緯36度45.140分東経136度42.130分)270.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域は除く。	5月1日から6月30日まで及び9月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)かほく市高松から羽咋郡志賀町赤住までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	8	押水羽咋柴垣高浜志賀
		16 (13)	"	"	羽咋郡志賀町赤住と同郡志賀町福浦港との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度03.867分東経136度43.300分)270.0度の線と羽咋郡志賀町と輪島市との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度13.177分東経136度41.782分)315.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域は除く。	5月1日から7月31日まで及び11月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)羽咋郡志賀町福浦港から笹波までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	7	福浦港西海
		87 (16)	"	"	(1) 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に直線で結んだ線及び石川県の最大高潮時海岸線によって囲まれた石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域は除く。 ア 輪島市刑部埼突端(北緯37度22.225分東経136度46.638分) イ 輪島市刑部埼突端311.0度4.3海里の点(北緯37度25.046分東経136度42.570分) ウ セツ島灯台(北緯37度36.585分東経136度54.085分) エ 278.0度15.3海里の点(北緯37度38.714分東経136度35.029分) オ 輪島市と珠洲市の最大高潮時海岸線の境界点 (2) 輪島市と珠洲市の最大高潮時海岸線の境界点0.0度の線と珠洲市高屋町と同市折戸町との境界に設定された漁場基点第101号(北緯37度31.743分東経137度15.394分)0.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域は除く。	5月1日から11月30日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)輪島市門前町釘地から珠洲市高屋町までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	23	門前輪島すず(高屋)

漁業の種類	制限措置							調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所(旧漁協又は地区)、都道府県	
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格					
固定式刺し網漁業	固定式刺し網漁業(たち魚)	0 (0)	"	"	羽咋郡志賀町赤住と同郡志賀町福浦港との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度03.867分東経136度43.300分)270.0度の線と羽咋郡志賀町と輪島市との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度13.177分東経136度41.782分)315.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域は除く。	5月1日から7月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)羽咋郡志賀町酒見から西海久喜まで漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	0	西海	
		89 (43)	5トン未満	定めなし	珠洲市禄剛埼灯台(北緯37度31.743分東経137度19.595分)90.0度の線と羽咋郡志賀町海士埼灯台(北緯37度08.812分東経136度40.237分)270.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域を除く。	1月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)羽咋郡志賀町福浦港から鳳珠郡能登町福川まで(輪島市上大沢町から町野町曾々木までを除く)に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年	67	福浦港 西海 門前 すず 内浦 小木 能都	
	固定式刺し網漁業(めばる類)	12 (9)	5トン以上20トン未満	"	"	"	"	"	"	"	6	福浦港 西海 門前 すず 内浦 小木 能都
		113 (22)	20トン未満	"	"	"	"	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)輪島市上大沢町から町野町曾々木までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	28	輪島

漁業の種類	制限措置						調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所(旧漁協又は地区)、都道府県	
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期					漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	固定式刺し網漁業(かれい類)	7 (2)	10ト未満	定めなし	羽咋郡志賀町赤住と同郡志賀町福浦港の最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度03.867分東経136度43.300分)270.0度の線と輪島市門前町樽見と同市上大沢との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度22.225分東経136度46.638分)315.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、水深90メートル以深及び水深160メートル以浅の海域に限る。	12月5日から翌年3月10日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)羽咋郡志賀町福浦港から輪島市門前町樽見までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年	6	福浦港 富来湾 西海門前
		9 (7)	"	"	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた海域。ただし、水深100メートル以浅の海域は除く。 ア 北緯 37度43.000分、東経137度17.000分 イ 北緯 37度40.000分、東経137度19.000分 ウ 北緯 37度43.000分、東経137度25.000分 エ 北緯 37度46.000分、東経137度23.000分	7月1日から8月15日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)珠洲市真浦町から高屋町までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	2	すず(高屋地区)
	固定式刺し網漁業(にぎす)	18 (13)	10ト未満	定めなし	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた海域。ただし、水深120メートル以浅の海域は除く。 ア 鳳珠郡能登町能登小木港犬山灯台(北緯37度17.875分東経137度13.890分) イ ア135.0度、1.5海里の点(北緯37度16.814分東経137度15.218分) ウ イと七尾市鶴浦町能登観音埼灯台90.0度4海里の点とを直線で結んだ線と鳳珠郡穴水町宇前波龍燈塔突端(北緯37度13.160分東経137度04.143分)135.0度の線との交点(北緯37度08.578分東経137度09.870分) エ 鳳珠郡穴水町宇前波龍燈塔突端	7月1日から8月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)鳳珠郡能登町から穴水町までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年	9	内浦 小木 能都 穴水
	固定式刺し網漁業(のどぐろ)	13 (1)	10ト未満	定めなし	手取川河口中央(北緯36度29.348分、東経136度28.758分)315.0度の線以南の石川県沖合海域。ただし、水深90メートル以深及び水深135メートル以浅の海域に限る。	7月1日から9月30日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)加賀市に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年	1	加賀

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年2月22日から令和4年3月22日まで